

令和5年第6回室蘭市教育委員会定例会

会議録

令和5年第6回室蘭市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年6月28日(水)
開会 午後4時00分
閉会 午後4時50分

2 場 所 室蘭市役所 2階大会議室

3 本日の議事日程

日程	番号	件 名
第1		会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
第2	報告第1号	令和5年第2回室蘭市議会定例会議事内容に関する件
第3	報告第2号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 7 月 行 事 予 定 の 件
第4	報告第3号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 臨 時 代 理 の 件 (室 蘭 市 社 会 教 育 委 員 の 委 嘱 の 件)
第5	議案第1号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 規 則 で 定 め る 様 式 に 係 る 押 印 の 省 略 の 特 例 に 関 す る 規 則 制 定 の 件
第6	議案第2号	教 育 委 員 会 行 政 組 織 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 件
第7	議案第3号	室 蘭 市 学 校 給 食 セ ン タ ー 条 例 施 行 規 則 中 一 部 改 正 の 件
第8	議案第4号	室 蘭 市 教 育 委 員 会 事 務 局 職 員 等 の 人 事 発 令 の 件

4 出席委員 伊藤教育長 定廣委員 古谷委員 増川委員

5 説明員 坂口教育部長 入村教育指導参事
棟方指導主事 山本指導主事 船橋総務課長
山口学校教育課長 山崎生涯学習課長 佐藤生涯学習課主幹
伏見図書館長 本野学校給食センター所長

伊藤教育長

ただ今から、令和5年第6回室蘭市教育委員会定例会を開会いたします。日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。本日の会議録署名委員に古谷委員を指名いたします。

次は、日程第2「報告第1号 令和5年第2回室蘭市議会定例会議事内容に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂口教育部長

報告第1号「令和5年第2回室蘭市議会定例会議事内容に関する件」について、ご説明いたします。報告第1号別紙をご覧ください。

このたびの第2回市議会定例会は、6月5日から6月28日までの会期24日間で開催されたものでございまして、代表質問は、4人中4人から、一般質問は、8人中5人の議員から教育行政に関わる質問がありました。質疑の内容は、配布資料に記載しているとおりですが、時間の関係上、主な質問項目の概略を説明させていただきます。

はじめに代表質問です。1ページから4ページは、市政結和の我妻静夫議員からの質問で、教職員の働き方改革、学校におけるチャットGPTの対応策についての質問があり、働き方改革については、校務支援システムの導入や部活動の外部指導者などにより、時間外在校時間は全国平均を下回り、着実に進んでいる旨、チャットGPTについては、文部科学省で学校現場での取扱いに関するガイドラインを策定中のため、その内容を精査し本市の基本的な対応についてガイドライン等の整備を検討する旨、などを答弁しております。

次に、5ページから11ページは、市民ネット・むろらの水江一弘議員からの質問で、多子世帯の給食費無償化、義務教育学校の構想、英語教育の充実、文化に触れる機会の拡充、中島スポーツセンターなどについての質問があり、学校給食費を含めた子育て支援策は、全国的に基本となる制度設計は国が行うべきと考えている旨、義務教育学校については、白鳥台地区をモデル地区として、特色ある教育の充実を図り、さらにその知見を他地区での小中一体となった教育に活かしていく旨、英語教育については、ふるさと室蘭を英語で語れる中学生の育

成を目標とする旨、文化に触れる機会については、小中学生を対象として舞台鑑賞や学校巡回公演などの文化振興策を検討する旨、中島スポーツセンターについては、存続する方針だが、財政状況等も加味しながら規模、使用形態等、さまざまな可能性を検討する旨、などを答弁しております。

次に、12ページから28ページは、公明党室蘭市議会の柏木隆寿議員からの質問で、性的少数者が利用できるサービス、パートナーシップ制度の導入方法、英語検定料の助成、部活動の地域移行、電子図書館の導入、外国クルーズ船乗客の縄文バスツアー企画、祝津サッカー場の利活用などについての質問があり、性的少数者のサービス等については、パートナーシップ制度についての導入検討委員会で協議を進めていく旨、パートナーシップ制度は、要綱により導入を予定している旨、英語検定助成に関しては、学校により差のない取り組みにより、市内全校がベクトルを揃える旨、部活動の地域移行のスケジュールについては、まずはモデル競技種目からスタートさせ、令和6年度以降、拡大を検討する旨、保護者負担についてもモデル競技での活動を通じた課題整理の中で検討する旨、電子図書館については、3市連携による可能性や、図書利用サービス全体の中で調査する旨、クルーズ船乗客のバスツアーについては、関係機関へのPRを実施する旨、祝津サッカー場については、サッカー以外の利用や幼稚園、保育所、町内会などの午前中の利用促進など、地域の拠点となるよう連携していく旨、などを答弁しております。

次に、29ページから37ページは、日本共産党室蘭市議団の常磐井茂樹議員からの質問で、第3子以降の給食費の無償化の拡大、コロナ禍の影響に対する対処、教育行政方針で示した求める15歳の姿、平和教育などについての質問があり、給食費の無償化の拡大については、まずは第3子以降の無償化を着実に実施し、公費負担のあり方を検討するよう国への要望を続け、さらに国の子ども未来戦略方針により全国ベースの実態調査を行うこととなったので、その動向も注視していく旨、コロナ禍の影響に対する対処については、不安、ストレス、体調不良等、担任や養護教諭を中心にきめ細かく観察を行い、

必要に応じて、教育相談や心の教室相談員、スクールカウンセラーに繋げるなどの対処を行い、5類移行後も子ども達の心のケアなどに努める旨、求める15歳の姿については、子ども達を育てる学校、家庭、地域の三者が一体となって、子ども達を育てていく方向性を示すものと考えている旨、同時に、子ども達は、一人ひとりが思い描く目指す姿を「めあて」と考え、その両方の実現に向け、学校教育を展開していく旨、平和教育については、社会科の授業、副読本での体験談、外部人材による戦争の悲惨さについての講話などにより、平和意識の醸成を図っている旨、などを答弁しております。

次に一般質問です。38ページから39ページは、市民ネットむろらんの伊藤勉議員からの質問で、総合体育館移転後の小学生のスポーツ教室、学校開放の体育館暖房などについての質問があり、小学生のスポーツ教室については、参加人数や指導者不足などで廃止したものもあるが、ニーズの高まりを踏まえ、声に応えられるように努める旨、体育館暖房については、消し忘れ、受益者負担、学校の設備等の課題があるが、可能な学校については検討する旨、などを答弁しております。

次に、40ページから42ページは、無所属の小林由美議員からの質問で、安心安全な学校給食の取り組みについて、給食用食材の産地情報の提供について、市の公式LINEに今後、野菜の産地情報を加えていくほか、給食センターだよりでも周知していく旨、第3子以降の給食費を無償化した場合でも、無償化しない場合と同様の食材料を購入できる財源を確保し、品質確保に努める旨、などを答弁しております。

次に、43ページから45ページは、無所属の羽立典弘議員からの質問で、旧絵鞆小学校円形校舎の活用策についての質問があり、閉校した学校の校歌や教育目標の旧絵鞆小学校への展示について、市民美術館で企画展として同様の展示が検討されているので、その反響を踏まえて検討する旨、円形校舎などの保存活動の市民団体が作成している縄文、絵鞆関連グッズ等の校舎棟での販売について、円形校舎2棟の有効活用策を考慮する中で、検討する旨、答弁しております。

次に、46ページから56ページは、日本共産党室蘭

市議団の渡辺房代議員からの質問で、スクールカウンセラーや心の教室相談員の拡充、特別支援教育支援員の配置基準の見直しなどについての質問があり、スクールカウンセラーや心の教室相談員は、心の悩み、いじめ、不登校などの未然防止、早期発見に欠かせない役割を果しており、スクールカウンセラーについて道教委に配分時数の増加を要望し、心の教室相談員も最大限活用する旨、特別支援教育支援員の配置基準については、令和2年度に見直しを行い、児童生徒ができるだけ同じ場で共に学べるよう、効果的な配置として、通常学級への配置を強化してきた旨、などを答弁しております。

次に、57ページから58ページまでは、市政結和の日沼順子議員からの質問で、小学生の職業体験についての教育、子ども議会の検討状況等についての質問があり、小学生の職業体験の取り組みでは職業調べ学習や企業や工場の見学学習を実施している旨、各学年段階で取り組む内容や目標を検討し、小中一体となった9年間を通じた計画的、系統的なキャリア教育を目指す旨、子ども議会について、今年度については開催しない方向となった旨、などを答弁しております。説明は、以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

増川委員

日沼議員からの質問の中で、主権者教育の話がありました。学習指導要領の中には、主権者教育に限らず、社会の仕組みや政治のこと等を勉強していく上で、外部講師の方を積極的に活用するようにとあったと思いますが、外部講師の活用状況ですとか、逆に外部講師を呼ぼうと考えたが、上手くいかなかったですとか、そういった話しはあったのでしょうか。

坂口教育部長

日沼議員からの質問については、外部講師の話まではありませんでした。主権者教育を現在どのような形で行っていますかという質問に対して、現在行っている取り組みを答弁しています。

増川委員

わかりました。弁護士会でも外部講師の派遣を学校関係へ無料で行っています。現在、札幌市の小中学校や道内からすごくオファーが多い状況ですが、あまりこの地域からはオファーがありません。札幌弁護士会のホームページに出前講座について掲載しているので、何かの機会にあらためて、学校の先生方に周知していただければと思います。

坂口教育部長

どのような出前講座が多いのでしょうか。

増川委員

進路指導関係だと、弁護士の仕事がどんなものかを紹介して欲しいといった比較的ライトなものから、消費者問題であったり、労働問題であったり、少し時間が取れるところだと、模擬裁判を体験してもらったりですとか色々ありますので、内容についてはホームページをご覧くださいと助かります。

坂口教育部長

ありがとうございます。

古谷委員

旧絵鞆小学校の物販は、何か制限があるのですか。

坂口教育部長

校舎棟が、教育委員会の分庁舎で、行政機関の建物という位置付けとなっており、何でもそこで行って良いという施設ではないので、何か商売等を行う場合は、その場所代を支払って下さいという、市役所の中でも自販機が設置されていますが、行政財産の目的外使用として場所代、電気代をいただいているのですが、旧絵鞆小学校の市民団体が、縄文についてのグッズを啓発のために作成してくれていて、それは問題ないのですが、絵鞆グッズになると、市民団体が購入した建物のPRになってしまうので、ただ、2棟1対で残っている円形校舎なので、その効用を考えてこれから制限を解除していこうかなと考えているところです。

伊藤教育長

ほかにありませんか。それでは、報告第1号は終了します。

次は、日程第3「報告第2号 室蘭市教育委員会7月行事予定の件」を議題といたします。事務局の説明をお

願います。

船橋総務課長

報告第2号「室蘭市教育委員会7月行事予定の件」のうち、主なものにつきまして、ご説明いたします。60ページの報告第2号別紙をご覧ください。

はじめに、学校教育課でございます。21日に各中学校で、24日に各小学校で1学期の終業式が行われます。次に、生涯学習課でございます。はじめに市民美術館では、月を通して「山本家弘展」が、1日から9日まで「日曜画家作品展」が、17日から23日まで「港の写生会作品展」が、26日から30日まで「のぼら会油彩展」が開催されます。次のDENZAI環境科学館では、1日と2日に「エコ教室うさぎのペン立て」が、5日に「大人の科学クラブ空気の科学」が、22日に「夢工房のロボットサッカー」が、23日に「おもちゃの病院」が、23日、28日、30日に「夏休み特別講座」が開催されるほか、「ファミリーサイエンス」や「スポットサイエンス」が随時、開催されます。次のスポーツでは、6から8日まで「令和5年度全国高等学校総合体育大会フェンシング競技大会、第69回全国高等学校フェンシング選手権大会プログラム編成会議」が開催されます。次の図書館では、1日と22日に「おはなし会」が、16日に「英語のおはなし会」が、26日に「ステップライブラリー」、「親子読書ふれあい事業（ブックスタート）」が、29日に「こども工作会、重ね絵を作ろう」が開催されます。次の港の文学館では、月を通して企画展「港の文芸誌展文学に香り漂う街、室蘭」が開催されます。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第2号は終了します。

次は、日程第4「報告第3号 室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市社会教育委員の委嘱の件）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

山崎生涯学習課長

報告第3号「室蘭市教育委員会臨時代理の件（室蘭市社会教育委員の委嘱の件）」について、ご説明させていただきます。

本件については、本市社会教育委員の佐藤画美委員、新野晴美委員が、本年5月31日をもって退任したことに伴い、その補欠委員の委嘱につきまして、教育委員会

臨時会を招集するいとまがないことから、令和5年6月1日、室蘭市教育委員会教育長に対する事務委任等規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時代理したため、ご報告するものでございます。臨時代理の内容については、報告第3号別紙をご覧ください。後任の藤原明日香委員は、室蘭市私立幼稚園PTA連合会副会長であり、家庭教育関係分野から、山田理絵委員は、室蘭市PTA連合会副会長であり、同じく家庭教育関係分野からの社会教育委員として委嘱するものでございます。なお、委員の任期は、前任者の残任期間であります令和5年6月1日から令和6年5月31日までとなっております。説明は以上でございます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、報告第3号は終了します。

次は、日程第5「議案第1号 室蘭市教育委員会規則で定める様式に係る押印の省略の特例に関する規則制定の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

議案第1号「室蘭市教育委員会規則で定める様式に係る押印の省略の特例に関する規則制定の件」について、ご説明いたします。64ページ、議案第1号をご覧ください。

はじめに、下段の提案理由をご覧ください。本件は、行政手続の簡素化を図るため、押印の省略に関し特例を定めるため、新たに規則を設けるものでございます。次に、規則の内容でございますが、別表に掲げる様式等により申請等をしようとする場合、押印を省略して当該申請等を行うことができるとするものです。

次に、65ページ議案第1号参考をご覧ください。これは、この度の押印の省略の特例に該当する規則の一つ、室蘭市立学校の施設の利用に関する規則の様式第1号でございまして、右上の申請者記載欄の押印欄について、省略を可能とするものです。議案第1号にお戻り下さい。別表記載の他の2つの規則の様式につきましても、先ほどご説明いたしました議案第1号参考の学校施設利用に関する規則の様式と同様に押印欄について、省略を可能

とするものです。なお、本規則につきましては、令和5年7月1日から施行予定としております。説明は以上となります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。それでは、議案第1号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。次は、日程第6「議案第2号 教育委員会行政組織規則の一部を改正する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

船橋総務課長

議案第2号「教育委員会行政組織規則の一部を改正する件」について、ご説明いたします。67ページ下段の提案理由をご覧ください。

本件は、男女平等参画行政に関する事務が委任事務から除外されることに伴い、所要の改正を行うほか、規定の整備を行うため、規則の改正を行うものであります。

次に、改正内容についてご説明いたします。68ページの議案第2号参考、室蘭市教育委員会行政組織規則新旧対照表をご覧ください。第2条第2項の表、生涯学習課の項中、「胆振地方男女平等参画センター」を削除、また、下段の別表教育部の部、総務課の項第14号中「営繕」を「管理」に改め、同部生涯学習課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項第12号中「、男女平等参画センター」を削り、同号を同項第11号とし、同項中第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同部給食センターの項第6号中「及び敷地内の取締り」を削除いたします。なお、本改正につきましては、令和5年7月1日から施行予定としております。説明は以上となります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

伊藤教育長

男女平等参画行政に関する事務の除外については、なくなる訳ではなく、生活環境部地域生活課に移管する形となります。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

増川委員

学校給食センターの部分で、敷地内の取締りをわざわざ削除したのは、何か理由があるのですか。

坂口教育部長

正直なところ、取締りという業務が事務分掌に記載されているのは、市役所内でも学校給食センターだけで、何故、この取締りという表現が入っているのか、かなり前の話なので経緯がわからなく、管理は行っていますが、実際に取締りを行っているかということ、していないので、この機会に紛らわしい表現を削除させていただきました。

伊藤教育長

ほかにありませんか。それでは、議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。次は、日程第7「議案第3号 室蘭市学校給食センター条例施行規則中一部改正の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

本野学校給食センター所長

議案第3号「室蘭市学校給食センター条例施行規則中一部改正の件」につきまして、ご説明いたします。議案第3号参考1の新旧対照表をご覧願います。

学校給食運営協議会の委員の選出に関しまして、関係行政機関の職員について、改めるものでございます。これまで、室蘭市公設地方卸売市場より選出しておりましたが、市場での青果物の取扱いがなくなったことから、水産から農業まで所管する経済部農水産所管課に改めるものでございます。

次に、第3子以降の学校給食費無償化の改正内容でございますが、令和5年度以後における給食費の特例とし

て、特別の規定を設けるものでございまして、内容については、議案第3号参考2をご覧願います。対象者については、生計が同一で市内に住所を有する18歳までの子どもが3人以上の保護者で、第3子以降の児童生徒が本市の小・中学校に在籍していること、次に本市の学校給食センターから給食の提供を受けていること、また、生活保護・就学援助制度等により学校給食費全額の支援を受けていないことが要件となっております。対象者の例を表にしましたのでご説明いたします。6つの例がございまして、1番目は、第1子が18歳、第2子が16歳、第3子が市内の中学生、第4子が市内の小学生の場合、第3子と第4子が対象になります。2番目は、第1子が17歳、第2子が市外の中学校に通学、第3子が市内の小学生の場合、第3子が対象になります。3番目は、第1子が21歳、第2子が17歳、第3子が市内の中学生、第4子が市内の小学生の場合、18歳以下からカウントしますので、第4子の小学生が対象になります。4番目は、第1子が17歳、第2子が16歳、第3子が市外の中学校に通学している場合、第3子は本市学校給食センターから給食の提供を受けていないため、対象外となります。5番目は、第1子が20歳、第2子が16歳、第3子が市内の小学生の場合は、18歳以下の子が2人になるため、対象になりません。6番目は、第1子が16歳、第2子が市内の小学生、第3子未就学児は、第3子が給食を食べていないので対象になりませんが、第3子が小学校に入学し、第1子が18歳の場合は対象になります。

次に、実施方法でございまして、令和5年度の学校給食費を全10期で納めていただいておりますが、そのうち半分の5期分、10月分から2月分までの納入分を無償化するものでございます。なお、令和6年度は年間を通して実施する予定でございまして。

次に、無償化の予定人数でございまして、全部で356人としており、第3子が327人、第4子が28人、第5子が1人を住民基本台帳から抽出しております。今年度の補正予算で955万円を計上しております。

次に他市の実施状況でございまして、苫小牧市と北斗市が第3子以降の無償化を実施しており、北斗市は、第

2子の半額も実施していると伺っております。いずれも小・中学生で第3子以降をカウントしていると伺っており、18歳からカウントする制度は、本市のみとなっている状況でございます。なお、この規則改正については、公布の日から施行しようとするものでございます。以上で、議案第3号の説明といたします。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

定廣委員

これは申請が必要なのですか。例えば、市の方から無償化の方にご案内があるのですか。

本野学校給食センター所長

申請していただいて、審査するような形となり、保護者への周知は、学校を通して行うほか、ホームページ等でも行います。

坂口教育部長

申請もQRコードを読み取っていただき、簡単な電子申請が出来るように現在検討しております。はじめは、プッシュ型で何も申請がいない形も検討したのですが、例えば、住民票を移している子どもがいたりですとか、色々なケースを想定すると、保護者の方は手間かかってしまうのですが、しっかり周知して、申請しやすい形にして、申請していただくと考えております。

増川委員

申請が必要な理由について、もう少し詳しく教えていただけますか。

本野学校給食センター所長

給食費をお支払いしていただく場合、父母でなくても、例えば祖父母でもお支払いいただけるのですが、その根拠を調べるためには、申請していただかないと、把握しづらいというところがあります。

坂口教育部長

給食センターのシステムに世帯単位で登録していないという状態になっていて、当然世帯で、同じ親御さんから給食費をお支払いしていただいているケースもあるのですが、例えば、兄の分は祖母の口座から、弟の分は祖

父の口座からといった、バラバラになっていて、世帯単位の把握を給食センターで出来ていないところもあります。住民基本台帳である程度は把握できるのですが、就学援助を受けている受けていないとか、生活保護を受けている受けていない等、様々あるので、突合を間違えないようにきっちり世帯単位での申請をいただいて、確認するという作業をしたい、より間違えないようにしたいというところです。

増川委員

市が持っていない家庭の情報があるということですか。

坂口教育部長

バラバラな情報があって、それを給食センターで一括して持っておらず、それらを統合するためには、システム改修に相当な費用がかかり、プッシュ型でやるためのシステム改修をしようとする、数千万かかるということが実態としてあって、また改修が間に合わないということもあって、色々な紐付けをして、市の持っている就学援助の情報、生活保護の情報等を突合してということは、多分システム改修すれば出来るのですが、その時間と経費の問題があって、申請していただく形となっています。

古谷委員

教育委員会だけでなく、市全体のシステムが間に合っていないということですか。

坂口教育部長

市全体として、別々にシステムを持っているので、そのシステムをどこでも自由に引き出せるという形には、現在なっていないところです。

増川委員

結局、市側のシステムの問題ですね。それによるダメージを家庭や子ども達に押しつける結果になりかねないかと、申請がなければ適用されない訳で、それはやり方としてどうでしょうか。

坂口教育部長

そこは、ある程度、住民基本台帳で把握していますが、学校が1番、家庭状況を把握しているので、学校でそこは漏れがないようにしっかりしていきたいと考えています。

はじめに部次長職発令でございます。総務部職員課長の太田篤司が教育部次長として転入となっております。次に課長職発令では、生涯学習課長の山崎美妃と学校給食センター所長の本野泰伸が室蘭市へ出向、総務部秘書課長の田中敏浩が生涯学習課主幹、消防本部総務課長の藤谷正志が学校給食センター所長として教育委員会へ転入となっております。なお、室蘭市へ出向の生涯学習課長の山崎美妃は、地域生活課主幹、学校給食センター所長の本野泰伸は、消防本部総務課長となっております。次に課長職事務取扱では、教育部次長として転入となった太田篤司が生涯学習課長事務取扱となっております。次に課長補佐職発令では、生涯学習課主査の谷中聖治が生涯学習課長補佐へ昇任、生活環境部付西いぶり広域連合派遣の松村学が、学校給食センター課長補佐となっております。次に係長職発令では、学校教育課学務係長の松尾綾美が総務部総務課主査として室蘭市へ出向、学校教育課学務係の小林裕史が学校教育課学務係長へ昇任となっております。次に係長職事務取扱では、少年補導センター所長事務取扱について、生涯学習課長の山崎美妃から、転入となります教育部次長の太田篤司に変更となります。次に係員発令では、室蘭市へ出向としては、生涯学習課の知野陽菜子が総務部総務課総務係に、生涯学習課の橋場亮介が地域生活課市民生活係に、図書館の棟方大樹が市税課固定資産税係に、教育部学校給食センター千代文也が病院事務局経営管理課企画財務係となります。教育委員会への転入としては、総務課総務係の小田雅子が生涯学習課、地域生活課市民生活係の北野広大が図書館となっております。なお、全てが7月1日付の発令となっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

伊藤教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等は、ありませんか。

それでは、議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

伊藤教育長

ご異議がありませんので、原案のとおり可決いたします。

す。以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。これを持ちまして、令和5年第6回室蘭市教育委員会定例会を閉会いたします。

本委員会の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

室蘭市教育委員会教育長 伊 藤 博 明

室蘭市教育委員会委員 古 谷 昌 美

会 議 録 調 製 員 船 橋 晶